

## 令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案選定要領

### 1 事業の目的

経済のグローバル化や人口減少、少子高齢化が急速に進む中、本県は、県内企業支援や地域活性化を目的として、外国人材や外資系企業の活力取り込みを図り、「世界から選ばれる“ふじのくに”」の実現を目指している。

本事業では、地域活性化として、地域住民の多文化共生意識の醸成や、地域全体で外国人材を支援し、外国人材が抱える課題を解決できる土壌づくり、外国人材の地域住民への認知度向上等の、外国人材にとって「第二の故郷」とも言えるような住みやすい地域づくりに資する取組を展開することで、多様な外国人材を地域で受容するための土台づくりを目指す。

### 2 事業名

令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業

### 3 事業期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

### 4 契約限度額

1,499,960円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

### 5 業務内容

別添、「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、仕様書の内容は、予算の範囲内で必要に応じ変更することができるものとする。

### 6 実施方法

#### (1) スケジュール（予定）

項目	日程
質問受付期間	令和6年6月3日（月）～6月6日（木）午前11時必着
質問に対する回答	令和6年6月10日（月）
選定委員会参加届等提出期限	令和6年6月11日（火）午前11時必着
企画提案書の提出	令和6年6月18日（火）午前11時必着
委託事業者選定委員会	令和6年6月21日（金）
選定結果の通知	令和6年6月25日（火）

#### (2) 委託業者選定要領等の配布

ア 配布期間：令和6年6月3日（月）～6月11日（火）午前11時まで

イ 配布場所：静岡県ホームページ上：海外との交流

#### (3) 質問の受付及び回答

質問は、別添「質問用紙」により、Eメールにて受け付ける。なお、Eメール送信後、確認のため当課宛てに電話すること。

ア 受付期間：令和6年6月3日（月）～6月6日（木）午前11時必着

イ 送付先：（Eメール）kokusai@pref.shizuoka.lg.jp

(電話番号) 054-221-3325

ウ 回答方法：令和6年6月10日（月）にEメールにて回答する。

#### (4) 参加届等の提出

ア 提出書類：企画提案を希望する事業者は、以下の書類を提出すること。

- ・令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 委託事業者選定委員会参加届
- ・令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案応募に係る誓約書の写し（原本は、(5) 企画提案書の提出時に提出すること）

イ 提出期限：令和6年6月11日（火）午前11時必着

ウ 提出先：Eメールにて、静岡県地域外交局地域外交課 (kokusai@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送付する。なお、Eメール送信後、当課宛てに電話で着信確認を行うこと。

#### (5) 企画提案書

別添「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 企画提案書作成要領」に従って作成する。

ア 受付期限：令和6年6月18日（火）午前11時必着

イ 提出先：静岡県地域外交局地域外交課（静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館3階）

ウ 提出方法：郵送又は持参

エ 提出部数：5部

オ 到着確認：受付期間中に企画提案書が郵送された場合、受理をEメールにて通知する。

※ 企画提案は、1者1提案とする。

※ 郵送の場合、書留など発送・配達の確認できる方法によること。

※ 受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※ 企画提案提出後の修正は認めない。

#### (6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

## 7 選定

### (1) 選定方法

静岡県職員で構成する「令和6年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 委託事業者選定委員会」が、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を総合的に評価する。

(実施概要)

実施予定日：令和6年6月21日（金）

方 法：オンライン会議システム「ZOOM」

実施内容：1者あたり25分程度（説明15分程度、質疑応答10分程度）

※時間やZoomミーティングID等は、企画提案者に別途、通知する。

※説明者等は2名以内とする。

※提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

※指定の開始時間 5 分前には ZOOM の入室準備をすること。開始時間に遅れた場合は、審査対象としないことがある。

## (2) 選定結果

選定結果に基づき、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

選定結果は、令和 6 年 6 月 25 日（火）に、全ての参加者に、Eメールで通知する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約するものではなく、選定後、候補者と静岡県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、随意契約の手続きを行うものとする。

## (3) 選定項目及び評価内容

提案内容について、下記の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において契約候補者を選定する。なお、選定会において必要と認める審査項目を変更する場合がある。

審査項目		主な審査基準
1	事業の理解度	・ 令和 6 年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業の業務目的をよく理解した提案であるか。
2	事業の実行体制	・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか。
3	事業実施能力等	・ 県が示した業務を着実に実施できる能力を有するか。
4	企画提案力	・ 事業を実施するための具体的な提案がなされているか。 特に評価すべき工夫がされているか。
5	経費見積の妥当性	・ 事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 ・ 事業費の積算は適切か。

## 8 その他

### (1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある（県庁内及び令和 6 年度「外国人材のための第二の故郷」創出支援事業 委託事業者選定委員会の使用に限る。）。

### (2) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査を行う県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められた場合

ウ その他、県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合